

8月1日から

# 乳幼児医療費 制度改正

8月1日から対象年齢が拡大し、小学校就学前（6歳に達する日以降最初の3月31日）までの児童の医療費を助成します。

★3歳児からは所得制限がありますので、前年度または前々年度の所得が限度額を超える場合は、乳幼児医療費の助成は受けられません。

★新たに受給資格を満たすようになった人は、認定申請の手続きをしてください。

対象年齢	改正前	改正後
0歳児 1歳児 2歳児	入院・通院 所得制限 なし	入院・通院 所得制限 あり
3歳児	入院のみ 所得制限 あり	入院・通院 所得制限 あり
4歳児	—	入院・通院 所得制限 あり
5歳児	—	入院・通院 所得制限 あり
6歳児 ※6歳到達後 最初の3月 31日まで	—	入院・通院 所得制限 あり

問合せ先

福祉課 TEL 820-5605

〈表1〉

	対象乳幼児の誕生日	
	1月～5月	6月～12月
平成13年1月1日以前から熊野町の住民であった人	不要	不要
平成13年1月2日～平成14年1月1日までに転入した人	平成13年度(12年中)所得証明書	不要
平成14年1月2日以降に転入した人	平成13年度(12年中)所得証明書	平成14年度(13年中)所得証明書

＜申請手続方法＞  
次の書類等を揃えて、福祉課窓口で申請してください。  
①健康保険証  
②印鑑（はん）  
③所得証明書（表1を参照してください）

## 福祉制度のご案内

障害を有する児童や、父親がいない児童などの生活向上と福祉の増進を目的として、その児童を養育している人に次の手当が支給されます。

### ●特別児童扶養手当

対象 身体、知的または精神に中度・重度の障害を有する20歳未満の児童（施設入所児は除く）を養育している、父母などの養育者

### ●児童扶養手当

対象 父親がいないか、または父親が重度の障害の状態にある家庭で、18歳未満の児童、または20歳未満で中度・重度の障害の状態にある児童（施設入所児は除く）を養育している人

※公的年金の受給者、手当の支給要件に該当するに至った日から5年を経過している人には支給されません。

◆請求手続きは要件によって異なります。

手当名	手当の月額 (※いずれも申請の日の翌月から)
特別児童扶養手当	1級(重度) 51,550円 2級(中度) 34,330円 ※所得によって支給されない場合があります。
児童扶養手当	児童1人 42,370円 児童2人 47,370円 児童3人目以降 1人につき3,000円加算 ※所得によって支給制限があります。

## 老人(68歳・69歳) 重度障害者 ひとり親家庭等 医療費受給者証 更新の手続きを!

老人(68歳・69歳の方)、重度障害者、ひとり親家庭等の人が現在使用している医療費受給者証の有効期限は7月31日までとなっています。

新しい受給者証(8月1日

### 更新手続きの受付日と会場

とき	ところ
7月31日(水)	10:00～11:30 東公民館
	13:30～16:00 西公民館
8月1日(木)	9:30～11:30 町民会館

※都合のよい会場へお越しください。

から有効)に交換するための手続きを次のとおり行なってください。

＜手続きに必要なもの＞

①現在使っている受給者証

老人―黄色

重度―黄緑色

ひとり親―オレンジ色

②印鑑(はん)

③健康保険証(国民健康保険及び社会保険等)

※なお、表の日程で都合の悪い人は、8月2日以降に役場福祉課で手続きをしてください。

(福祉課 TEL 820-5605)